

田 野 町 老 朽 建 築 物 除 却 事 業 の 流 れ に つ い て

申 請 者

① 補助金交付内定申請書の提出

【内定申請時提出書類】

- ①内定申請書(役場備付)
- ②除却する建物の図面
- ③除却工事見積書(写)
- ※解体工事費、仮設工事費、付帯工事費、廃棄処理費用等の項目が記載された内訳明細書付き
- ④除却前の写真
- ⑤委任状(申請者が本人でない場合)
- ⑥同意書(申請者が相続人の場合)
- ⑦登記事項証明書(法務局)

④ 事業実施計画書の提出

内定通知後、工事着手前に提出

⑤ 変更等申請書の提出

※事業内容の変更及び、中止がある場合に提出

⑦ 完了報告書・交付申請書の提出

【完了報告時提出書類】

- ①完了報告書
- ②請求書(写)
- ③除却工事領収書(写)
- ④除却後の写真
- ⑤産業廃棄物管理票(マニフェスト(E))
- ⑥交付申請書

⑨ 補助金請求書の提出

(交付決定通知後)

⑩ 補助金の受領

田 野 町

② 現地調査・審査

申請内容や現地の状況を確認し、審査を行います。

③ 補助金交付内定決定通知書の送付

交付内定または不内定の通知

⑥ 変更等承認可否決定通知書の提出

承認または不承認の通知

⑧ 補助金交付可否決定通知書の送付

交付決定または不決定の通知

補助金の支払い

指定口座へ振り込みます。
代理受領制度もございますのでご相談下さい。

注 意 事 項

○補助金交付内定決定の前に工事に着手した場合には、補助金が受けられません。

○建築物を除却した跡地は、周辺地域の方々に迷惑がかからないように適切に管理してください。

○建築物を除却した場合、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がることがあります。

○補助金交付申請は、当該年度に事業が完了するものが対象です。